

事 務 連 絡

令和 7 年 11 月 13 日

各都府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専 務 理 事 山 崎 篤 男

〔 公 印 省 略 〕

「既存建築物の現況調査ガイドライン」等の改訂について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省住宅局では、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号。）が本年 11 月 1 日に施行されたこと等を受け、「既存建築物の現況調査ガイドライン」（令和 6 年 12 月 6 日付国住指第 318 号により通知。）、「既存建築物の緩和措置に関する解説集」を改訂しております。主な変更点については、添付資料（別添 1_国交省事務連絡）をご確認下さい。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、上記内容について貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添 1_国交省事務連絡

別添 2_既存建築物の現況調査ガイドライン（第 3 版）

別添 3_既存建築物の緩和措置に関する解説集（第 3 版）

以 上

（担当）事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 6 日

改正建築物省エネ法・建築基準法の
円滑施行に関する連絡会議 関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

「既存建築物の現況調査ガイドライン」等の改訂について

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号。以下「改正政令」という。）が本年 11 月 1 日に施行されたこと等を受け、「既存建築物の現況調査ガイドライン」（令和 6 年 12 月 6 日付国住指第 318 号により通知。）、「既存建築物の緩和措置に関する解説集」を改訂したので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容をご確認いただくとともに、会員等の皆さまに対しても、この旨周知方お願いします。

（主な変更点）

○既存建築物の現況調査ガイドライン（第 3 版）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001967456.pdf>

該当 ページ	内容
P14	調査結果が不明である規定に関する取扱いに記載において、「既存建築物の増築等に係る建築基準法上の取扱いについて」（技術的助言）（令和 7 年 3 月 26 日付国住指第 517 号）に記載されている文言を追記。
P15	改正政令により大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の建築基準法第 22 条及び第 23 条の緩和措置が創設されたことを受けた修正。
P16	改正政令を受けた建築基準法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省省令第 105 号）により確認申請図書の記載事項が定められたことを受けた修正。

○既存建築物の緩和措置に関する解説集（第3版）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001967457.pdf>

該当 ページ	内容
P13	木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和7年国土交通省告示第250号）による平成17年国土交通省告示第566号の改正内容を反映。
P32-40	改正政令により大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の建築基準法第22条、第23条及び第25条の緩和措置が創設されたことを受け、図解及び参照条文を追加。
P49, 84-87	特殊建築物等の内装制限、接道、道路内建築制限の緩和に係る関係通知の追記。